

「活断層証拠は不十分」

志賀原発訴訟弁論 北電が主張

北陸電力志賀原発（石川県志賀町）1、2号機の運転差し止めを求める訴訟の口頭弁論が二十五日、金沢地裁で開かれた。原告側は石川県七尾市の六十代女性が意見陳述した。

原告女性は、原発建設計画からの地元での反対運動を振り返り「原子炉直下に

「会合には法的な裏付けがなく、会合の評価も原子力規制委の判断に代わるものではない」と指摘。有識者会合の評価書案は、敷地内の活断層の存在を主張する原告側の証拠として不十分だと反論した。

弁論後、原告側は報告集を開き、地裁が昨年末に争点整理を始めたことを説明。岩淵正明弁護士は「裁判所の関心も原発直下の活断層にある印象」と話した。

「直下断層」最大争点

志賀原発 住民側見通し明かす

北陸電力志賀原発（志賀町）の運転差し止め訴訟の第17回口頭弁論が25日、金沢地裁であった。住民側弁護団長の岩淵正明弁護士は閉廷後の集会で、昨年末に裁判官から提示された争点整理メモを基に「裁判所は敷地直下の活断層に最も関心を持っており、最大の

争点になる」との見通しを明らかにした。北陸電力側は1号機の原子炉建屋直下を通る断層「S-1」などを「活断層の可能性を否定できない」とする評価書案をまとめた原子力規制委の有識者会合の存在について、「何ら法的な裏付けがない」と主張した。

また、昨年11月に評価書案を他の専門家がチェックした会合（ピア・レビュー）で「科学的根拠が乏しく、多くの疑問や異論が示された」と強調。再稼働には規制委の判断が重要だとし、「新規制基準に則さない（有識者の）評価は、適合性審査で参考にすべきではない」とした。

新規制基準では、活断層の真上に原子炉など重要施設を造ることを認めていないことが

評価書案で北電「科学的と言えぬ」

北電 志賀原発訴訟

石川、富山両県の住民らが志賀原発1、2号機の運転差し止めを北陸電力に求めた訴訟の第17回口頭弁論が25日、金沢地裁で開かれた。原子力規制委員会の有識者調査団が、1号機直下のS-1断層について活断層の可能性を否定できないとする評価書案をまとめたことに、北電は「科学的な判断とは到底言えない」と主張した。

北電は「昨年11月に開かれた評価書案を他の専門家がチェックする査読会合で、評価書案に多くの疑問や異論が出された」と指摘した。敷地内の断層に活動性があると立証したことはならないとした上で「査読会合の意見も踏まえ、有識者調査団が規制委に評価書を提出した際に、あらためて主張する」とした。

原告側は七尾市の女性が意見陳述し、口頭弁論後の集会では、岩淵正明弁護団長が、金沢地裁が争点整理に着手し始めたことを報告した。